



行政の 焦点

第三者行為災害の支給調整等の事務が令和元年9月1日受付分から外部

払った労災保険給付額を限度に、国が第一当事者の有する損害賠償請求権

を受けないように、第一当事者が第二当事者から受け取った損害賠償の額の限度で労災保険給付を行わないこと（以下「控除」という）となっています。これらを実現するためには、第一当事者や第二当事者に対して事実関係の把握等を目的に所定様式の提出依頼、当事者間の損害賠償状況等の調査、事実関係に基づく過失割合等の認定等

約上、外部委託すること
が困難な部分を除いて、
民事損害賠償に関わる法
令、自動車損害賠償責任
保険等の保険制度等に関
する専門的知識や豊富な
実務経験を有する民間受
託者に外部委託し、当該
専門性等を生かして支給
調整事務を実施するもの
です。

外部委託者が新規に行
う主な業務は、左記図1

第三者行為災害の支給調整事務が外部委託されます！

委託されることになりましたのでお知らせいたします。

交通事故等のように、
労災保険給付の原因が第
三者の行為によって生じ
た場合、それは「第三者
行為災害」と位置づけら
れ、労働者災害補償保険
法第12条の4第1項に基
づいて、被災労働者やそ
の遺族（以下「第一当事
者」という）に対して支

を代理取得し、損害賠償
責任を負う第三者（当該
事故の加害者やその事業
主、加害者が加入してい
る自賠責保険または自動
車保険を取り扱う保険会
社等（以下「第二当事
者」という）に対して、
これを請求（以下「求
償」という）するととも
に、同法第二項に基づい
て、第一当事者が労災保
険給付と第二当事者から
の損害賠償との重複填補

を行った後、これらを踏
まえて第二当事者への求
償額の算定等の事務（以
下「支給調整等」とい
う）を行う必要があります。
これまでの、労働局及
び労働基準監督署の職員
が上記の支給調整と事務
全般を実施してきたこと
ろですが、第三者行為災
害に係る事務処理の効率
化・迅速化を図ることを
目的に、会計法令等の制

の④⑤及び図2の④に係
る範囲ですが、具体的に
は次のとおりです。

- 1、第三者行為災害届
の受付等
- 第三者行為災害届の受
付
- 記載内容の審査
- 添付資料の審査
- 2、第三者行為災害報
告書の受付等
- 第三者行為災害報告書

社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決

社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

〒461-0011 名古屋市東区白壁2-13-18 グランシャリオ白壁303号室
TEL 052-961-0763 · FAX 052-228-0302
E-mail aichiroucon@silver.ocn.ne.jp

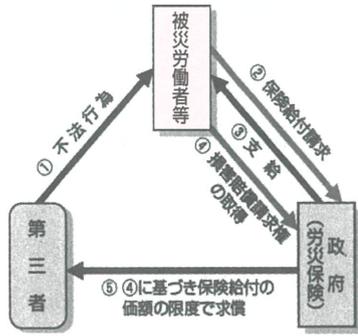
ホワイト企業推進 社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同
し、活動にご協力いただけ
る社会保険労務士の先生
を募集しています

労災補償と損害賠償との関係

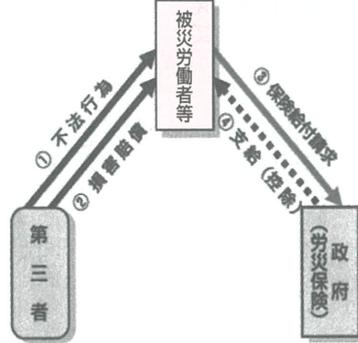
〈図1〉

1 労災保険給付を先に受けた場合【労災保険法第12条の4第1項】



〈図2〉

2 損害賠償を先に受けた場合【労災保険法第12条の4第2項】



今後、第三者行為災害報告書の作成依頼や調査、損害保険会社への照会等については、外部委託者が直接実施することになります。労働局及び労働基準監督署と連携を図りながら第三者行為災害の事務処理を進めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

- の提出依頼
- の受付
- 3、第三者行為災害に関する支給調整事務等
- 実地調査
- 第二当事者等に対する調査
- 保険会社等への照会
- 損害賠償受領の有無の確認
- 過失割合調査
- 第三者行為災害該当、非該当の判断
- 要求償・非求償の判断
- 4、損害賠償請求権の取得に伴う債権発生のお知らせ

※「第三者」とは、当該災害に関する労災保険の保険関係の当事者（政府、事業主及び労災保険

の受給権者）以外の者のことです。

まず、道。

リスクアセスメント推進大会 2019あいち

会場
日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目5番1号

12.9 mon
13:30~16:00 (開場 12:50)

主催：愛知労働局
協力：(公社)愛知労働基準協会
特別協賛：愛知労働基準協会
後援：日本労働組合総連合会 愛知県連合会 愛知県労働監督協会

申込期間：令和元年11月30日まで

インターネットでの申し込み
FAXでの申し込み
12.9 mon 13:30~16:00 (開場 12:50)